

平成24年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における、入札契約業務等の円滑な実施について

(前) 国土交通省大臣官房技術調査課
研究評価係長 藤浪 武志

0. はじめに

平成25年1月11日に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定され、このうち復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化の3分野に重点化した「平成24年度補正予算」が2月26日に成立した。国土交通省においては、平成24年度補正予算の執行について、施策の早期の実施を通じて経済への効果が一日も早く発揮されるよう、入札に関する手続きの簡素化その他の契約手続の迅速化等により予算の早期執行に万全を期すこととした。

本稿では、平成24年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における、入札契約業務等の円滑な実施に関する取り組みについて紹介する。

1. 入札手続き期間の短縮等

1-1. 総合評価落札方式における提出資料の簡素化等

簡易型総合評価落札方式については、簡易な施工計画を求めて評価することにより、企業の施工能力を評価してきた。しかし、簡易な施工計画の評価に当たっては、競争参加者が資料作成に要する期間や、発注者が評価を行うための期間が必要となる。そのため、入札・契約手続の実施に当たっては、事業に早期に着手できるよう、総合評価において簡易な施工計画の提出を

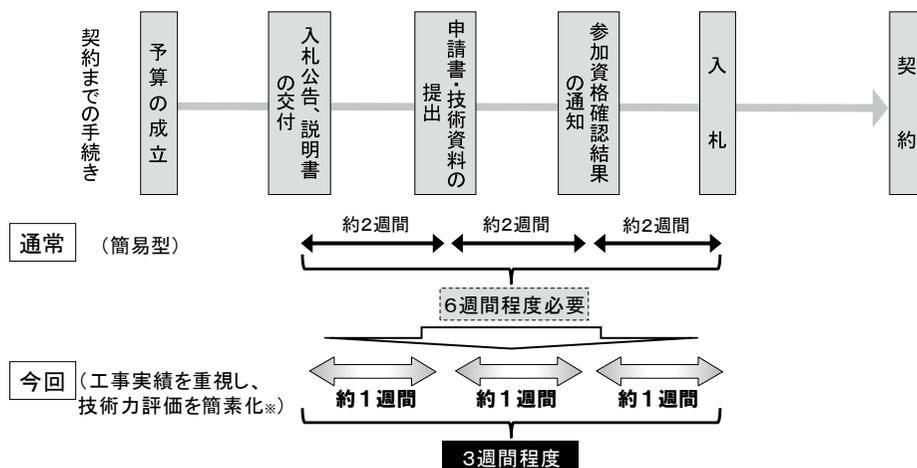
省略し、同種・類似工事の施工実績や工事成績評定点等の評価で代替することにより、入札契約手続きの迅速化を図ることとした。これにより、入札公告から入札までの期間について、これまで6週間程度要していたところを、3週間程度に短縮することが見込まれる。(図1)

なお、比較的小規模で施工計画の工夫の余地が小さいため、施工計画を求めずに同種・類似工事の施工実績や工事成績評定点等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事において実施することとした。

1-2. 指名競争の実施について

国土交通省においては、現在、約99%の工事において一般競争入札を実施しているところである。しかし、指名競争入札方式の実施により事業執行の迅速化や効率化に大きな効果が見込まれる工事については、指名競争入札方式により実施しても差し支えないこととした。

なお、指名競争入札で実施する場合、技術提案を評価すべき工事その他必要な工事では、総合評価落札方式を適切に活用することとした。また、入札・契約手続の透明性・公正性の確保に遺漏がないよう適切な措置を講じるとともに、入札監視委員会等の第三者機関により指名業者の選定等について事後チェックを行うこととした。



(※:簡易型の対象工事のうち、比較的小規模で施工計画の工夫の余地が少ない工事について、簡易な施工計画の提出を省略し、工事実績や成績で代替することにより、入札契約手続きの迅速化を図る)

図1 入札契約手続きの短縮のイメージ

2. 発注業務の効率化

2-1 事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注

発注業務の効率化により事業執行の迅速化や効率化を図るため、事業執行に際しては、適切な規模での発注に努めることとした。なお、中小建設業者等の受注機会の確保を図るため、政府調達協定の対象工事を除く大規模な工事について、工事難易度が低いものについては、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進することとした。

2-2 一括審査方式の活用

総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、以下の条件をすべて満たす2以上の工事において、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることができるとした。

ただし、1-1で紹介したように、総合評価落札方式における提出資料の簡素化等を行う工事については、イ) からホ) までの条件をすべて満たせばよいものとした。

イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担

行為担当官が同一である工事

- ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ハ) 「工事請負業者選定事務処理要領」（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）及び「官庁営繕部工事請負業者選定要領」（昭和42年7月1日付け建設省営管第845号）第3に掲げる工事種別及び同第2第2号の等級区分、「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け運輸省港管第3722号）第7条第1項に掲げる工事種別及び同条第2項の等級区分又は「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務処理要領について」（平成13年1月6日付け国官会22号）の別紙「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」別表第二に掲げる業種区分及び別表第一に掲げる等級が同じ工事
- ニ) 施工地域が近接する工事
- ホ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ヘ) 工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテー

マが同一となる工事
 ト)「請負工事成績評定要領の運用について」(平成13年3月30日付け国官技第93号)別添2「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第1「工事技術的難易度評価表」、「請負工事成績評定要領の制定について」(平成22年6月1日付け国港技第27-2号)別添2「工事技術的難易度評価実施基準」別記様式第1(1)「発注時工事技術的難易度評価表」又は「航空局工事成績評定要領」(平成10年3月26日付け空経第238号、空建第47号)別添2「航空局工事技術的難易度評定要領」別記様式第1-1~1-4「工事技術的難易度評価表」のいずれかの様式のすべての大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

2-2 詳細設計付き施工発注方式及び設計施工一括発注方式の実施

事業に早期に着手できるように、詳細設計付き工事発注や設計施工一括発注(デザインビルド)方式を積極的に活用するとともに、必要に応じ、設計照査に建設コンサルタントを活用するなど、設計の品質確保にも努めることとした。なお、建設コンサルタントを活用するにあたっては、資格要件を適切に設定することとした。

2-3 総合評価落札方式における二極化の実施

総合評価落札方式については、技術提案

の作成及び審査に係る競争参加者及び発注者双方の事務手続きの負担が大きく、その負担軽減が課題となっている。このため、工事の内容に応じて、総合評価落札方式を企業の施工能力を評価する方式と施工能力に加え技術提案を求めて評価する方式に二極化し、施工能力を評価する方式については、大幅に簡素化することとしたところである。平成24年度補正予算の執行にあたっては、技術力評価の簡素化を図るため、必要に応じ、二極化する改善案を前倒しして実施することとした。

3-3 契約変更の取扱い

契約変更の範囲については、「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」(昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号の2)又は「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」(昭和44年4月1日付け建設省営管発第282号)により運用されているところであるが、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な工事については、既契約工事に追加することで、早期執行を図ることとした。

4. まとめ

以上の通り、平成24年度補正予算の実施については、公共事業の迅速かつ円滑な施工確保に向けた取り組みを進めているところである。施策の早期の実施を通じて経済への効果が一日も早く発揮されるよう努めてまいりたい。